

介護保険住宅改修費等の受領委任払い対象事業者登録届出書

令和 年 月 日

本荘由利広域市町村圏組合管理者 様

事業者名称

所在地

電話 番 号

代 表 者

「本荘由利広域市町村圏組合介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度実施要綱」に基づき、「受領委任払いの対象事業者」として登録を受けたいので、裏面の「介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度に係る取扱い確約書」の事項を遵守することを確約して、次のとおり届け出ます。

サービスの種類	☐ (介護予防) 福祉用具販売 (特定福祉用具販売事業者番号)									
	☐ (介護予防) 住宅改修									
振込先金融機関	銀行	本店	口座番号							
	金庫	支店								
	農協	出張所								
	金融機関コード	支店コード	種 目	普通 当座						
	フリガナ									
	口座名義人									

介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度に係る取扱い確約書

本荘由利広域市町村圏組合（以下「組合」という。）介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度（以下「受領委任払い制度」という。）実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、受領委任払いの取扱いを申し出るに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 住宅改修又は特定福祉用具の販売（以下「住宅改修等」という。）に関しては、関係法令及び組合の要綱等を遵守すること。
- 2 住宅改修等を行うに当たっては、当該被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、組合の行う受領委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。また当該被保険者に過去の住宅改修等の給付実績を確認すること。
- 3 住宅改修等に係る費用については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証及び要綱様式第6号の委任状を発行すること。
- 4 組合が行う受領委任払い制度の対象事業者の登録内容に変更があった場合、登録した事業を廃止、休止又は再開する場合は、速やかにその旨を要綱様式第3号の登録変更等届出書にて組合管理者に届け出ること。